

関係機関 や保護者との 連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	6		
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	6		
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	4	2	
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	5	6	
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	4	2	
	25	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	4	2	
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	1	5	
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	1	5	
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	6		
保護者への 説明責任等	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	3	4	
	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	6		
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	6		
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	1	5	
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	6		
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	6		
	35	個人情報に十分注意している	6		
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	6		
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている		6	

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	6		
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	6		
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	6		
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	6		
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	6		
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	6		